

発行 豊頃町
〒089 - 5392
中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地
☎ 015 (574) 2213
発行日 2025 年 9 月 30 日
編集 豊頃町住民課広報情報係

今月の表紙



今年も実りの季節がやってきました。豊頃の秋の味覚を堪能できる「とよころ産業まつり」が今年も開催され、豊頃産の和牛や秋鮭が無料で振舞われるなど、町制施行60周年を記念して盛大に開催されました。訪れた人たちはみんな笑顔で収穫祭を楽しんでいました。

役場などの連絡先

- ◆役場
☎ (574) 2211 (代表)・FAX (574) 3750 (総務政策課)
- ◆各課等 (ダイヤルイン)
- | | |
|-------------|--------------|
| 総務政策課 | ☎ (574) 2211 |
| 住民課 | ☎ (574) 2213 |
| 福祉課 | ☎ (574) 2214 |
| 施設課 | ☎ (574) 2215 |
| 産業課 | ☎ (574) 2217 |
| 農業委員会 | ☎ (574) 2218 |
| 議会事務局 | ☎ (574) 2222 |
| 教育委員会 (教育課) | ☎ (579) 5801 |
| (図書館) | ☎ (579) 5802 |
| (総合体育館) | ☎ (574) 2480 |
- ◆支所・出先機関・町内関係機関
- | | |
|------------|--------------|
| 大津支所 | ☎ (575) 2021 |
| こどもプラザとよころ | ☎ (574) 3931 |
| 保健センター | ☎ (574) 3141 |
| 給食センター | ☎ (574) 4600 |
| 社会福祉協議会 | ☎ (574) 3143 |
| ココロコテラス | ☎ (578) 7202 |
- ◆地域情報通信基盤施設の故障受付窓口
NTT 東日本データセンタ ☎ 0120 (860) 023
[24 時間 365 日受付]

ホームページ

豊頃町 <https://www.toyokoro.jp/>
豊頃町社会福祉協議会 <http://toyokoro-shakyo.com/>

豊頃町の人口と世帯

8 月 31 日現在 (前月比)
住民基本台帳に基づく

人口	2,854 人 (1)
男	1,403 人 (6)
女	1,451 人 (5)
世帯	1,490 世帯 (5)

町内の交通事故

交通事故死ゼロ 2,574 日
令和 7 年 1 月 1 日
～ 9 月 10 日 (前年比)

発生	0 件 (3)
死者	0 人 (0)
傷者	0 人 (3)

目次

CONTENTS

国勢調査の回答期限は 10 月 8 日です

広報とよころ

- 04 祝・町政施行 60 周年記念！
「とよころ産業まつり 2025」
- 06 はるにれは見ていた
- 09 豊頃町で受けられる介護保険サービス
- 10 すい臓ドック (すい臓がん検診) の助成をしています
- 11 健康だより「災害時の口腔ケア対策」
- 12 健康だより「今年のインフル＆コロナワクチン
— 効果・安全性と町の助成制度 —」

- 14 令和 8 年度 保育所入所のご案内
- 14 令和 8 年度 学童保育所入所のご案内
- 15 豊頃町二宮報徳館がリニューアルされました！
- 16 国民年金からのお知らせ
- 18 令和 6 年度決算 財政状況の公表
- 20 年末調整手続の電子化について
- 20 教科書用図書等の採択結果等の公表について
- 20 クライミング教室のお知らせ
- 21 ヘルプマーク・ヘルプカードを希望される方へ
- 21 駐在だより
- 22 マイナ救急実証事業が始まりました
- 23 帯広建設管理部から交通規制のお知らせ
- 24 小型充電式電池の捨て方
- 25 みんなの図書館
- 26 我が家のアイドル - 町民文芸

役場だより

27 INFORMATION ◎目次あり

主な施設の行事予定 ほか

裏 とよころカレンダー

町制施行 60 周年を記念して寄附



株式会社松田技術コンサルタントの松田 基代表取締役社長から、町制施行 60 周年を記念して、ふるさと振興のために寄附がありました。

調査員が ご自宅を伺います

総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。法律による守秘義務がありますので、個人情報情報を漏らすことは絶対にありません。

調査の回答はインターネット、または「郵送提出用封筒」による郵送のいずれかの回答にご協力をお願いいたします。調査の期限は 10 月 8 日 (水) までとなっております。

期日を過ぎて回答がない場合は調査員が直接回収に伺います。封をして提出された場合は、調査員が調査票を開封して中身を見ることがありません。

調査の対象は日本に住んでいる外国人を含むすべての人・世帯です。皆様のご協力をお願いいたします。

詳しく知ろう

国勢調査 Q & A

Q 回答内容は何に使われるの？

国や地方公共団体の基礎資料として、少子高齢化への対策、町づくりや防災計画の策定などのほか、芸術、教育、企業などの幅広い分野で利用されています。

Q 住民基本台帳やマイナンバーがあるのになぜ調査が必要なの？

住民基本台帳やマイナンバーからも、人口の様子をある程度とらえることができます。しかし氏名、生年月日などの限られた情報しかわかりません。産業別・職業別の就業者数、昼間と夜間の人口の違いなどの、行政に必要な統計データを得ることができないため、国勢調査を行う必要があります。

Q 調査に答える義務はあるの？

国の重要な統計調査 (基幹統計調査) については、統計法において回答が義務とされています。国勢調査は、この「基幹統計調査」として行われるものであり、日本に住むすべての人に報告義務があります。国勢調査の重要性をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。

また、回答いただいた内容については、法律によって厳重に保護されていますので、安心してご回答ください。

Q 調査票が税金などの資料に使われるのでは？

国勢調査で得られた内容については、統計以外の目的、例えば税金などの資料に使われることは絶対にありません。これは統計法という法律で固く禁じられています。

・インターネットを使った回答期間は、回答期限の 10 月 8 日 (水) を過ぎても、11 月 7 日 (金) まで回答内容の修正を行うことができ、また回答をお忘れの場合も、同日までインターネット回答を利用できます。

・インターネットでの回答は、インターネット回答用ログイン ID 及びアクセスキーを使ってログイン (スマートフォン等の場合は、ログイン用 QR コードを読み取ると ID とアクセスキーが自動入力されます) し、回答後に送信ボタンを押せば調査完了です。**インターネット回答の場合、紙の調査票の提出は不要**です。

問合せ先
役場住民課広報情報係

☎ (574)

2 2 1 3